

令和 2 年安曇野市議会 6 月定例会 提案説明書

目次

議案第45号	1
議案第46号	2
議案第47号	4
議案第48号	5
議案第49号	7
議案第50号	8
議案第51号	9
議案第52号	10
議案第53号	11
議案第54号	12
議案第55号	16
議案第56号	17
議案第57号	18
議案第58号	20
議案第59号	22
議案第60号	24
議案第61号	25
議案第62号	26

議案第 45 号

安曇野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

非常勤消防団員等に係る公務災害補償は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に従い、条例で定めるところにより補償しなければならないとされています。

基準政令が令和 2 年 4 月 1 日に施行され、補償基礎額が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容でございます。

第 5 条に規定する各補償の計算の基礎となる補償基礎額を、8,900 円に改め、階級・勤務年数毎に補償基礎額を定めている、別表中の補償額をそれぞれ改めるものであります。

また、附則第 3 条及び第 4 条に規定する法定利率は、民法 404 条の改正により、100 分の 5 の固定から、100 分の 3 を基礎とする変動制となったことから、具体的な率の記載を法定利率に改めます。

そのほか、政令に従い用語についての改正を行うものでございます。

付則でございます。

今回の改正に伴う補償基礎額につきましては、令和 2 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた損害補償から適用するものでございます。

本日提出、市長名であります。

議案第 46 号 安曇野市税条例の一部を改正する条例

議案第 46 号 安曇野市税条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

提案理由でございますが、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、地方税法の一部を改正する法律等が令和 2 年 4 月 30 日に公布されたことに伴い、安曇野市税条例の一部を改正するものでございます。

法改正等の主な内容でございますが、

1 つ目は、令和 2 年 2 月以降の収入に相当の減少があり、納税することが困難な事業者等に対し、無担保かつ延滞金なしで 1 年間徴収猶予できる特例が設けられたこと。

2 つ目は、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和 3 年度課税の 1 年分に限り、収入割合の減少に応じて償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置及び、生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置として、新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象が拡充されたこと。

3 つ目は、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長が図られたこと。

その他といたしまして、住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る対応、イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る対応等が図られたこととございます。

それでは、条例案に沿ってご説明いたします。

まず、第 1 条に規定する改正でございます。

附則第 10 条中につきましては、固定資産税の課税標準の特例として新設されました、法附則第 61 条及び第 62 条を加えるための改正でございます。

附則第 10 条の 2 第 18 号の追加につきましては、地方税法附則第 62 条 新型コロナウイルス感染症等に係る先端設備等に該当する事業用家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例として条例で定める割合を零とし、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援するものでございます。

附則第 15 条の 2 につきましては、軽自動車税環境性能割の税率を 1 % 軽減

する臨時的軽減の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とするものでございます。

附則第23条につきましては、徴収猶予申請書に不備があり訂正等を求めた場合の提出期限を定めた条例第9条第7項の規定を準用するためのものでございます。

続きまして、第2条に規定する改正でございます。

附則第10条につきましては、地方税法の一部を改正する法律（法律第26号）第2条の改正に伴う条項ずれの修正でございます。

第24条寄付金税額控除の特例、第25条住宅借入金等特別税額控除の特例につきましては、法律改正にあわせて附則に2条を追加するものでございます。

最後に附則でございます。

施行日は、第1条の規定につきましては公布の日から、第2条の規定につきましては、令和3年1月1日からでございます。

説明は、以上でございます。

議案第 47 号

「安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について、ご説明いたします。

本条例は、児童クラブ事業に係る設備や運営について定めており、事業実施者であれば官民間問わず適用されるもので、市の施設は安曇野市社会福祉協議会が指定管理者として事業を実施しているところでございます。

このたび、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が令和 2 年 4 月 1 日より施行され、これに伴い本条例の一部を改正するものでございます。

安曇野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 11 条において、放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置くことを定めてございますが、第 3 項の、この支援員は、都道府県知事又は指定都市の長が行う研修を修了したものであることの定めに、中核市の長が行う研修を追加するものでございます。

これにより、放課後児童支援員の資格認定研修の受講機会が拡充できること及び、今後、中核市において研修を受講した方が本市に転入し、放課後児童支援員の職を希望した場合に対応できるようにするものでございます。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

本日提出 市長名であります。

議案第 48 号 安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例について

議案第 48 号 安曇野市介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今回の改正のうち、介護保険 第1号被保険者の保険料の低所得者軽減強化については3月下旬に国から示された政令を受け、所要の改正を行うものです。

これは、消費税率10%引上げにより、軽減を令和2年度から完全実施するもので、すでに実施されております、区分第1から第3段階に該当する被保険者の介護保険料の負担軽減割合を政令の基準に従い、改正するものであります。

次に納期限等の7日前とされている介護保険料の減免申請の期限を、安曇野市税条例等にあわせ納期限等の日とする改正をおこなうものであります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により所得の減少が見込まれる被保険者等に対して、減免の特例を設けるものでございます。

では、改正の内容でございます。

第2条第2項につきましては、第1段階に該当する被保険者の令和2年度の保険料を25,650円から20,520円に改めます。同条第3項では、第2段階に該当する被保険者の保険料39,330円を34,200円とし、第4項では第3段階に該当する被保険者の保険料49,590円を47,880円に改正するものです。

第11条第2項につきましては、介護保険料の減免申請の期間を、納期限等まで伸ばすことで、より優位に申請を行なえることを目的に改正するものであります。

第25条につきましては字句の修正を行うものであります。

制定付則に加えました第7項につきましては、令和3年3月31日までの間、新型コロナウイルス感染症により、収入が減少したこと等がある場合、令和2年

2月1日から令和3年3月31日までに納期限の到来する、令和元年度及び令和2年度の保険料の減免申請について、特例を定めるものでございます。

附則 この条例は公布日から施行する。

経過措置として、この条例による改正後の第2条第2項から第4項までの規定は、令和2年度分以降の保険料率について適用し、令和元年度分までの保険料率については、なお従前の例による。

本日提出市長名であります。

以上でございます。

議案第 49 号 安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議案第 49 号 安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本改正案は、新型コロナウイルス感染拡大を受け、国内の感染拡大防止の観点から、給与等の支払いを受けている労働者が感染した場合に、休みやすい環境整備をすることが重要であることを理由に、国が緊急的・特例的な措置として、傷病手当金の支給に係る条例改正を、各市町村に依頼したことによるものでございます。

それでは、改正の内容でございませう。

目次中、第 8 条を第 8 条の 2 に改め、第 4 章中第 8 条の次に、第 8 条の 2 を追加するものでございませう。この追加条文は、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給を規定するものでございませう。

同条第 1 項では、給与等の支払いを受けている被保険者が、新型コロナウイルス感染症に感染したとき、または、当該感染症の感染が疑われるときに限り、療養のため労務に服することができなくなった日から起算して 3 日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち、労務につくことを予定していた日について傷病手当金を支給する規定でございませう。

同条第 2 項においては、傷病手当金の一日当たりの額を規定し、同条第 3 項においては、傷病手当金の支給期間を規定するものでございませう。

同条第 4 項から同条第 6 項では、給与等との併給調整についての規定でございませう。

附則 この条例は公布の日から施行とし、条例第 8 条の 2 の規定は、当該傷病手当金の支給を始める日を、令和 2 年 1 月 1 日から適用とするものでございませう。

本日提出市長名であります。以上でございませう。

議案第 50 号 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第 50 号 安曇野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

今回の改正案は、新型コロナウイルス感染症の影響により、所得の減少が見込まれる被保険者に対して、減免の特例を設けるものでございます。

改正内容について、ご説明いたします。

附則に、22 項を加え、令和 3 年 3 月 31 日までの間、第 21 条第 1 項第 3 号の減免に係る申請であって、令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに納期限の到来する、令和元年度及び令和 2 年度の国民健康保険税について、規則で定める方法により減免の特例を行うものでございます。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。
本日提出、市長名であります。 以上でございます。

議案第 51 号 安曇野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

議案第 51 号 安曇野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本改正案は、先ほどご説明申し上げた、議案第 49 号「安曇野市国民健康保険条例の一部を改正する条例」と同様に、新型コロナウイルス感染拡大を受け、国が緊急的・特例的な措置として、傷病手当金の支給に係る条例改正を、後期高齢者医療広域連合へも依頼したことによるもので、長野県後期高齢者広域連合では、本年 4 月 27 日付で広域連合長専決により広域連合条例の改正を行っております。

その条例改正を受け、市町村においては、傷病手当金の申請受付業務が新たに加わることから、条例第 2 条中に、市の事務を追加する改正を行うものであります。

附則です。この条例は、公布の日から施行する。
本日提出、市長名であります。 以上でございます。

議案第 52 号

安曇野市交流学習センター条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

この度の条例改正は、豊科交流学習センターに指定管理者制度を導入するための改正です。

これまで、交流学習センターは全て直営により運営してまいりましたが、豊科近代美術館と合わせて運営することで効率化がはかれることもあり、交流学習センターのうち、豊科交流学習センターに指定管理者制度を導入したいと思います。穂高と三郷の交流学習センターは引き続き直営としますので、条文の中に、直営と指定管理者制度が混在するものになります。

指定管理者による管理にあたり、業務を定義し、利用料金及びその減免、還付について、他のセンターと同じ扱いとなるよう、条文を加えます。

また、これまで、全ての交流学習センターの事業について規定していましたが、現在、交流学習センターで自主事業を行うのは、穂高のみですので、現状に合わせた内容とします。

別表につきましては、豊科交流学習センターの規定を削除して、これを別表第 1 とし、豊科分については別表第 2 に定めます。

附則です。この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

本日提出、市長名であります。以上でございます。

議案第 53 号

地方自治法の改正に伴う関連条例の整理に関する条例について、ご説明いたします。

地方自治法等の一部を改正する法律により、「自治法第 243 条の 2」が、「第 243 条の 2 の 2」に繰り下げられたことから、関係条例の一部を改正するものでございます。

第 1 条は、安曇野市水道事業の設置に関する条例の一部改正であります。条例第 5 条中、「第 243 条の 2 第 8 項」を、「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改めるもの。

第 2 条は、安曇野市監査委員条例一部改正で、条例第 6 条及び第 11 条中、「第 243 条の 2 第 3 項」を、「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」に改めるもの。

第 3 条は、安曇野市下水道事業の設置に関する条例の一部改正で、条例第 6 条中、「第 243 条の 2 第 8 項」を、「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改めるもの、でございます。

付則 この条例は、公布の日から施行する。

本日提出 市長名であります。

議案第 54 号

令和 2 年度 安曇野市一般会計補正予算（第 2 号）について

（補正予算の要旨）

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染拡大への対応として、緊急かつ速やかに対応が必要なものの補正、また、本年度執行後間もないことから、急な対応により、6 月に補正予算が必要な事業について、お願いするものです。

議案書により説明します。

（提出議案の説明）

令和 2 年度安曇野市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ 6 億 1,700 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 535 億 3,300 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

款・項別の金額や主な増減要素については、（後ほど）2 ページからの第 1 表に沿って説明します。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

今回の補正では、債務負担行為を追加するものですが、（後ほど）4 ページの第 2 表で説明します。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の追加は、「第 3 表 地方債補正」による。

今回の補正では、地方債を追加するものですが、（後ほど）5 ページの第 3 表で説明します。

[説明事項]

2 ページをお願いします。予算額の増減について、主な内容を第 1 表「歳入歳出予算補正」で説明します。

(事項別明細書は 1 2 ページ)

まず歳入です。

15 款 国庫支出金は、3 億 7,097 万 4 千円の増額です。

主な項目は、

2 項 国庫補助金で、3 億 7,069 万 5 千円の増額です。

マイナンバーカードの交付増に伴うものとして「個人番号カード交付事業費補助金」(6,210 万 2 千円)の増額、

また、市内小・中学校の児童・生徒に、「GIGA スクール構想」として、1 人 1 台の学習用端末を整備し、オンライン学習などにも対応できる、校内ネットワーク環境整備に対する「環境施設整備費補助金」(8,968 万 8 千円)の増額、併せて、学習用端末の整備に対する「公立学校情報機器整備費補助金」(2 億 1,600 万円)の増額などが主なものとなります。

18 款 寄附金 1 項 寄附金は、500 万円の増額です。

新型コロナウイルス感染拡大対策として、地元企業(キッセイ薬品工業株式会社)様より、市内の医療機関へ配布する感染症対策医療用品に対する「指定寄附金」です。

19 款 繰入金 2 項 基金繰入金は、1 億 6,192 万 6 千円の増額です。

一般財源での財源調整として「財政調整基金繰入金」(1 億 3,463 万 5 千円)の増額、また、新型コロナウイルス感染拡大対応として、市内小・中学校に早期導入する「GIGA スクール構想」に伴うネットワーク環境整備への財源充当として「公共施設整備基金繰入金」(6,700 万円)の増額などが主なものとなります。

(事項別明細書は 14 ページ)

22 款 (市債) 1 項 市債は、7,910 万円の増額です。

「GIGA スクール構想」に伴う市内小・中学校へのネットワーク環境整備に対する学校教育施設等整備事業債の発行分です。

以上が歳入の概要です。

続いて3ページの歳出です。

(事項別明細書は16ページ)

主なものに限り、説明します。

2款 総務費は、6,268万5千円の増額です。

主な項目は、3項 戸籍住民基本台帳費で、補正額6,140万2千円の増額です。

マイナンバーカードの交付申請増加による地方公共団体情報システム機構への事務委託交付金として「戸籍住民基本台帳管理費」の増額です。

(事項別明細書は18ページ)

3款 民生費 は、610万1千円の増額です。

主な項目は、1項 社会福祉費で、502万1千円の増額です。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う特別支援学校などの臨時休校に対し、放課後等デイサービス支援事業の利用者増加分として「障がい者支援事業」の増額です。

(事項別明細書は、20ページ)

4款 衛生費は、1億2,917万5千円の増額です。

主な項目は、3項 上水道費で、補正額1億2,371万9千円の増額です。

新型コロナウイルス感染拡大への経済支援として、2カ月分の水道基本料金を減免することによる、水道事業会計への負担金として「水道事業」の増額です。

(事項別明細書は、22ページ)

6款 農林水産業費 1項 農業費は、3,970万9千円の減額です。

新型コロナウイルス感染拡大により、市の宿泊施設である「ファインビュー室山」及び「ほりで一ゆ～四季の郷」の臨時休業に伴う年間事業計画の見直しによる「ファインビュー室山運営事業」及び「ほりで一ゆ～運営事業」の減額です。

(事項別明細書は、24ページ)

7款 商工費 1項 商工費は、60万2千円の増額です。

安曇野市まちづくり会館の廃止に伴う不動産鑑定料など「商業振興事業」の増額です。

(事項別明細書は 26 ページ)

9 款 消防費 1 項 消防費は、182 万 3 千円の増額です。

防災行政無線における放送内容の確認ダイヤルについて、現在の 5 回線から 10 回線を増設して 15 回線とすることで、有事などにおける確認ダイヤルのスムーズな機能運用のため、「防災無線維持管理費」を増額します。

(事項別明細書は 28 ページ)

10 款 教育費は、4 億 5,632 万 3 千円の増額です。

1 項 教育総務費は、2 億 3,652 万 1 千円の増額です。

新型コロナウイルス感染拡大にも対応するものとして、市内小・中学校に早期導入される「GIGA スクール構想」に伴う校内ネットワーク環境整備として「事務局費」2 億 3,652 万 1 千円の増額です。

2 項 小学校費は、補正額 1 億 346 万 8 千円の増額、

3 項 中学校費は、補正額 1 億 1,633 万 4 千円の増額です。

共に「GIGA スクール構想」に伴う小・中学校への学習用端末などの整備に伴うものです。

以上が歳出の概要です。

つづきまして 4 ページの「第 2 表 債務負担行為補正」です。

追加設定するものです。

東京 2020 オリンピック・パラリンピックが 1 年延期されたことに伴い、応援ツアー事業の契約が新たに必要となることによるもので、期間と限度額はそれぞれ表のとおりです。

続いて、5 ページの「第 3 表 地方債補正」です。

市債を追加補正するものです。

「GIGA スクール構想」に伴う市内小・中学校へのネットワーク環境整備に対する学校教育施設等整備事業債（7,910 万円）の発行です。

以上が、令和 2 年度一般会計補正予算（第 2 号）の概要です。

議案第 55 号

令和 2 年度 安曇野市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明申し上げます。

令和 2 年度 安曇野市の国民健康保険特別会計 補正予算第 1 号は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正

第 1 条 歳入歳出予算の総額に 歳入歳出それぞれ 1,482 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 98 億 3,010 万 6 千円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分 及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ

第 1 表 歳入歳出予算補正の、歳入から説明いたします。

事項別明細書は、10 ページからとなります。

4 款 県支出金 1 項の県補助金は、1,482 万 3 千円の増で、保険給付費の傷病手当金に対する増額補正であります。

続きまして 議案書の 3 ページ、歳出であります。

事項別明細書は、12 ページからとなります。

2 款 保険給付費 7 項の傷病手当諸費は、1,482 万 3 千円の増で、新型コロナウイルス感染症に感染した、（給与等の支払いを受けている）国保被保険者に係る傷病手当金の支給を、補正するものであります。

議案第 55 号は、以上であります。

議案第 56 号

令和 2 年度 安曇野市介護保険特別会計 補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

令和 2 年度安曇野市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,082 万 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 94 億 6,453 万円とする。

2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

本日提出 市長名であります。

議案書の 2 ページ、第 1 表 歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

（事項別明細書は 10 ページであります。）

9 款 繰越金 1 項 繰越金 1,082 万 8 千円の増額で、令和元年度決算見込みによる前年度の地域支援事業分の繰越金であります。

続きまして議案書の 3 ページ、歳出であります。

（事項別明細書は 12 ページであります。）

7 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金で、1,082 万 8 千円の増額、地域支援事業交付金等、令和元年度精算分の返還金として増額するものであります。

議案第 56 号は、以上であります。

議案第 57 号

令和 2 年度安曇野市水道事業会計補正予算（第 1 号）について

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、外出自粛や休校等に伴う在宅者の増加により、家庭などの水道使用量の増加が予想され、これにより、利用者の経済的負担が見込まれることから、利用者の負担軽減を図るため、また事業活動を縮小、離職や収入の減少等による生活に不安を感じている市民、事業者に対して、多くの市民、事業者に幅広く行き渡る支援策であります、水道料金基本料金の減免に係ります補正予算であります。

第 1 条、令和 2 年度安曇野市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入 第 1 款 水道事業収益 補正予定額 0 円、
支出 第 1 款 水道事業費用 補正予定額 33 万円の増額、
各項の内容につきましては、後段でご説明いたします。

本日提出 市長名でございます。

別冊となっております、補正予算説明書の、水道事業会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

3 ページが補正予算に関する実施計画で、4 ページから 7 ページにつきましては予定キャッシュフロー計算書、予定損益計算書、予定貸借対照表で、令和 2 年度当初予算に 1 号補正予算を反映し、本年度末を見込んだものでございます。

続きまして、8 ページをお願いいたします。予算説明書でございます。

収益的収入及び支出

収入、1 款 水道事業収入 1 項 営業収益 1 目 給水収益、
1 億 2,371 万 8 千円減額するもので、新型コロナウイルス経済支援対策に伴う 1 期分
水道基本料金の減免分であります。

3 目 その他営業収益、1 億 2,371 万 8 千円増額するもので、先の支援策によります、
給水収益減額分の損失を補てんするための一般会計からの補償金であります。

支出、1 款 水道事業費用 1 項 営業費用 4 目 総係費、33 万円増額するもので、
水道基本料金の減免によるシステム改修費用であります。

説明は以上です。

市有財産の処分について、2件お願いいたします。

議案第58号市有財産の処分について

市有財産である原公民館土地および建物を下記のとおり譲与することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求める。

1 譲与する物件の所在等

物件が土地、所在は安曇野市明科七貴、地番は7230番2

地目は宅地、地積は168.67㎡

次に、物件が建物、所在は安曇野市明科七貴7230番地2

家屋番号は7230番2、建築年月は、昭和48年11月1日新築

種類は集会所、構造は木造セメント瓦葺平家建、床面積は56.13㎡

2 譲与の相手先

記載のとおりです。

本日（令和2年6月1日）提出 市長名です。

これらの物件につきましては、現在の原公民館の土地、建物になります。

原常会が令和2年3月30日認可地縁団体に認定されたことを契機に、原常会名義の登記が可能となったことから、同年4月15日、土地および建物の譲与申請がされたものです。

このことにつきまして、経過をご説明いたします。

添付の資料と併せてご覧ください。

原常会は昭和48年、地元負担と県と旧明科町の助成により、地域住民から原常会が購入した、安曇野市明科七貴7230番2の土地に公民館を建設しました。

当時、原常会は認可地縁団体ではなかったため、原常会による登記ができなかったことから、原常会の代表者2名の、持分2分の1ずつとした共有名義によって、土地と建物の登記を行っています。

しかし、その後所有者の一人の死亡により、相続人において所有権移転登記を行いました。将来、個人所有のままであると、その都度登記が必要なことや、登記事務

の負担などに不安が生じました。

原常会はその後、所有方法の課題について、旧明科町と協議した結果、土地と建物の維持管理を地元で行うことを条件に、旧明科町が原常会からの寄付を受け入れることとして、旧明科町名義による土地と建物の所有権移転登記が行われ、現在に至っています。

以上のように、譲与申請のありました物件につきましては、原常会が元々所有していた物件であることが登記簿謄本等より確認できております。

認可地縁団体の認定によりまして、原常会名義の登記が可能となったことから、現在も公民館として活用している土地、建物について、原常会に譲与することにつきまして、お諮りするものでございます。

説明は、以上でございます。

引き続き、市有財産の処分について、ご説明いたします。

議案第 59 号市有財産の処分について

市有財産である矢原公民館敷地内市有土地を下記のとおり譲与することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号及び同法第 237 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

1 譲与する物件の所在等

物件は、すべて土地です。

始めに、所在が安曇野市穂高、地番は 1308 番 5、地目は宅地、地籍は 62.49 m²

次に、所在が安曇野市穂高、地番は 1306 番 4、地目は原野、地籍は 147 m²

次に、所在が安曇野市穂高、地番は 1305 番 4、地目は宅地、地籍は 29.00 m²

次に、所在が安曇野市穂高、地番は 1305 番 5、地目は宅地、地籍は 62.12 m²

2 譲与の相手先

記載のとおりです。

本日（令和 2 年 6 月 1 日）提出 市長名です。

これらの土地につきましては、現在矢原公民館用地の一部となっている土地になります。矢原区が、令和元年 9 月 12 日認可地縁団体に認定されたことを契機に、矢原区名義の登記が可能となったことから、令和 2 年 2 月 18 日、矢原区より、土地の譲与申請がされたものです。

当該土地の経過をご説明いたします。

添付の資料の下の図をご覧ください。

始めに、①の穂高 1308 番 5 です。当該地は、昭和 56 年、矢原区が個人から購入した土地で、購入経過につきましては、領収書の写し、登記簿謄本などから確認ができております。

しかし、当時、矢原区が認可地縁団体ではなかったことから、矢原区名義で登記ができなかったため、当該土地の相続人より寄付という形で、旧穂高町に登記がされ、現在市有地となっています。

次に、②の穂高 1306 番 4 です。

当該地は、平成 11 年に土地所有者より、矢原区へ寄付の申し出がありましたが、

①の土地と同様に矢原区名義での登記ができないことから、旧穂高町へ寄付という形で登記がされ、現在市有地となっています。寄付の経過等につきましては、所有者から矢原区への土地寄付申出書の写し、登記簿謄本などから確認ができております。

次に、③④⑤の土地につきましてご説明いたします。

始めに、③の穂高 1305 番 4 と⑤の穂高 1305 番 3 の土地についてです。

こちらは昭和 55 年に、矢原区が個人から購入した土地で、購入経過につきましては、領収書の写し、登記簿謄本などによって、その内容が確認できております。①②と同様に、矢原区が当時、認可地縁団体ではなかったため、両筆とも旧穂高町に登記がされ、現在市有地となっています。

次に、④の穂高 1305 番 5 の土地についてです。

④は当時、法定外公共物、いわゆる赤線で町道に認定されていた道路でありましたが、⑤の購入に伴いまして、④の町道としての機能を、旧穂高町の同意に基づき、⑤に付け替えが行われました。

その結果、③と④の土地は、現在の公民館等の建物用地の一部となっています。

④につきましては、平成 5 年 12 月 20 日に国より旧穂高町が譲与を受け、現在市有地となっております。

⑤につきましては、昭和 62 年 4 月 10 日、転作促進事業の土地改良法による換地処分によりまして穂高 1296 番 3 に地番が変わっており、現在、市道穂高 2073 号線の道路用地の一部となっています。

以上のように、譲与申請のありました①から④のうち、①③は矢原区が資金を拠出して購入した土地、②は矢原区が公民館用地として寄付を受けた土地、④は、町道の道線変更のために矢原区が購入した⑤の用地に該当する土地であることが確認できたこと、また、認可地縁団体の認定により矢原区名義の登記が可能となったことから、現在も公民館として活用している①から④の土地について、矢原区に譲与することを、お諮りするものです。

説明は、以上でございます。

議案第 60 号 土地の取得について

あづみ野産業団地拡張事業の用地として、下記の土地を取得することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに安曇野市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 所在地 別紙をご覧ください。
安曇野市豊科高家 1260 番 4 ほか 27 筆であります。
- 2 面積 27 筆の合計で 70,569 m²
- 3 取得価格 424,825,380 円
- 4 所有者 別紙記載のとおり地権者は 15 名であります。

本日提出 市長名であります。

あづみ野産業団地拡張事業につきましては、地域未来投資促進を活用し、関係者の皆様方のご理解ご協力をいただく中で、本年秋の工事着手の予定で事業を進めて参りました。

この度、地権者の皆様からご理解ご協力いただくなかで、土地の売買に関する契約が可能となりましたので関係土地の取得について、議会の議決をお願いするものであります。

議案第 61 号 市道の廃止について

議案第 61 号 市道の廃止について、ご説明いたします。

道路法第 10 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止したいので 議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（1 ページ）の市道廃止路線調書をご覧くださいと思います。

今回の廃止路線は 1 路線でございます。

路線の位置につきましては、2 ページの廃止路線位置図をご覧くださいと思います。

整理番号 1 の明科 5131 号線につきましては、合併前の旧明科町時代（S60. 3. 15）に町道認定されたものであり、合併後は市道として引き継がれたものでありますが、個人の私道路が所有者に説明がないまま認定されたものであり、令和元年に所有者から、市道廃止を行うよう求められておりました。

このため、過去の経緯の確認を行い、市道廃止を前提で本件市道に隣接する 土地所有者及び地元区長に対し、経緯について説明を行ないました。

その後関係者と廃止に向けた調整が図れたことから、市道廃止を行うものであります。

以上であります。

議案第 62 号 市道の認定について

議案第 62 号 市道の認定について、ご説明いたします。

道路法第 8 条第 2 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定したいので 議会の議決を求めるものです。

本日提出 市長名 でございます。

別紙（1 ページ）の市道認定路線調書をご覧くださいと思います。

今回の認定路線は 1 路線でございます。

路線の位置につきましては、2 ページの認定路線位置図をご覧くださいと思います。

2 ページの整理番号 1、豊科 1729 号線につきましては、宅地造成により築造された道路でございます。市道として管理すべき道路でありますので、市道認定するものであります。

以上であります。